

基総発1028第1号
平成26年10月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長
(公 印 省 略)

当面の過労死等防止対策の推進について

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号。以下「法」という。）の施行については、「過労死等防止対策推進法の施行について」（平成26年10月28日付け基発1028第1号）により指示されているところである。

過労死等の防止のための対策（以下「過労死等防止対策」という。）については、今後、法に基づいて厚生労働省に新たに設置される過労死等防止対策推進協議会の意見を聴いて定めることとなる過労死等の防止のための対策に関する大綱により、その効果的な推進を図ることとなるが、同大綱を定めるまでの当面の間の過労死等防止対策については、下記に示すところにより、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 地方公共団体との協力・連携（法第4条関係）

法第4条第2項の規定においては、地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等防止対策を効果的に推進するよう努めなければならないこととされていることから、都道府県を始めとした地方公共団体の労働主管部局に対して、法の趣旨や過労死等防止啓発月間における国の取組内容等について伝えるとともに、啓発等の実施に当たっては、地方公共団体と積極的な協力・連携を図ること。

2 啓発（法第9条関係）

法の制定を契機とし、国民に、過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解が深まるよう、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に係る各種指導の機会等を捉えて啓発を図ること。

本年は、この取組の一環として、過労死等防止啓発月間中の11月14日に、本省において過労死等防止対策推進シンポジウムを開催するほか、「平成26年度過重労

働解消キャンペーンの実施について」(平成26年10月3日付け基発1003第2号)により、長時間労働の抑制等の過重労働解消に向けた取組について広く周知・啓発を行うことを指示しているので、これにより指示した内容を適切に実施すること。

3 相談体制の整備等(法第10条関係)

過労死等の発生を未然に防ぎ、国民が安心して働くことができるようにするため、既存の相談員等を適切に配置・活用し、労働基準監督署等に寄せられる過労死等のおそれがある者及びその親族等からの相談に対して、相談内容を踏まえて、早期かつ適切に対応すること。

4 民間団体の活動に対する支援(法第11条関係)

民間団体が法の趣旨に沿った啓発活動等を行うに当たり、特に過労死等防止啓発月間に際しては、各種支援の要請等が行われることが予想されることから、要請等には丁寧に対応するとともに、後援名義の使用許可など、当該活動を支援するために必要な措置を実施すること。

なお、民間団体の活動内容が法の趣旨に沿っているか否かについて判断しかねる場合には、本省労働基準局総務課に協議すること。